

### 職員手当の月額 (扶養手当、住居手当、通勤手当)

区分	内 容	
扶養手当	配偶者	14,000円
	配偶者以外の2人目まで(1人につき)	6,000円
	(配偶者がいない場合、1人目は11,000円)	
	その他(1人につき)	5,000円
	満16歳から22歳までの子の加算	5,000円
住居手当	借家の場合(家賃の額が12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	
	自宅の場合 1,000円(ただし取得後5年間は2,500円)	
通勤手当	(通勤距離が2km以上の職員に限る)	
	交通機関利用限度額	50,000円
	交通用具使用限度額	18,500円

### 特殊勤務手当の状況 (14年度普通会計決算)

職員全体に占める支給対象職員の割合	30.9%
支給対象職員1人当たり支給年額	13千円
手当の種類	賦課徴収手当、社会福祉手当など 27種類

### 時間外勤務手当 (14年度普通会計決算)

支給総額	職員1人あたり支給年額
83,356千円	163千円

### 期末・勤勉手当 (平成15年4月1日現在)

支給割合は、国と同率です。また、国と同じく職制上の段階、職務の級により加算措置を設けています。

	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6 月 期	1.55カ月分	0.7カ月分
12 月 期	1.70カ月分	0.7カ月分
計	3.25カ月分	1.40カ月分

### 退職手当

退職手当は、退職したときの給料の月額に、退職事由及び勤続年数に一定の支給割合を乗じて支給されます。支給割合は、平成15年4月1日現在の率です。なお、本市は秋田県市町村総合事務組合に加入しており、支給割合はその組合の条例に基づいていますが、国と同率です。

	自 己 都 合	定 年 等
最 高 限 度	60.0カ月分	62.7カ月分
勤 続 20 年	21.0カ月分	28.875カ月分
勤 続 30 年	41.25カ月分	54.45カ月分
勤 続 35 年	47.5カ月分	62.7カ月分
1人あたりの平均支給額(14年度)	2,418千円	28,110千円

### 定員の状況 (各年4月1日現在)

区 分	職員数(人)			対前年比較		
	平成13年	14年	15年	増減数	主 な 理 由	
一般行政部門	議会	8	8	7	1	専任運転技師の廃止
	総務企画	125	125	125		
	税務	31	31	31		
	民生	74	73	71	2	退職不補充
	衛生	28	28	28		
	農林水産	30	28	28		
	商工	18	17	18	1	秋田県観光課に職員派遣のため増員
	土木	51	48	48		
小計	365	358	356	2		
教育行政部門	126	125	121	4	事務内容見直しにより減員	
公営企業等会計部門	病院	392	400	394	6	退職不補充
	水道	37	33	32	1	退職不補充
	下水道	14	14	13	1	事務内容見直しにより減員
	その他	22	27	28	1	高齢者担当職員を業務増により増員
	小計	465	474	467	7	
合 計	956	957	944	13		

### 定員適正化計画

「定員適正化計画」とは、本市が市民から求められている行政サービスの質を低下させることなく、効率的な行政運営を行い、定員の適正化に努めるため推進している計画です。対象となるのは一般行政部門の職員で、別表『定員の状況』の一般行政部門小計欄が実職員数となります。計画の具体的な施策としては、施設管理業務の委託化、職員の能力向上、業務内容の見直し等による組織機構の改善などにより、職員数の適性化を図っていくものです。計画は平成7年度から始まり、次の表のとおり進行状況となっています。

#### これまでの減員数と今後の計画

年 度	7~12	13	14	15	16
計画減員数(人)	13	6	3	1	1
実減員数(人)	44	6	7	2	-
職員数(人)	(H7.4) 415	365	358	356	355

#### 減員の主な要因

職員数の減員の主な要因は平成9年度から清掃業務等を「大館周辺広域市町村圏組合」で管理したことや、平成10年度に養護老人ホームの管理運営を「大館市社会福祉事業団」に委託したこと、また庁内の電算化の推進及び業務内容の見直しによる機構改正で職員の配置転換と退職不補充を実施したことが主な要因として挙げられます。これらにより15年度当初までに一般行政部門の職員は、平成7年度当初と比較して広域派遣職員17人を除くと実質42人減ったこととなります。今後も機構改正の一層の推進、高齢者を含む雇用の創出、さらに合併等を考慮しながら、より効率的な組織となるよう改善に努めます。